

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
平成 22 年度 総括・分担研究報告書

J. 会議録

番号	題目	発表者	会議名	発表日
1	遠隔医療技術活用に関する諸外国と我が国の実態の比較調査研究 2010 年度研究班の概況	酒巻哲夫	JTTA スプリングカンファレンス 2011	2010
2	遠隔医療ニーズ調査	米澤麻子	JTTA スプリングカンファレンス 2011	2010
3	在宅脳血管疾患・癌患者に対する遠隔診療－症例対照研究－	森田浩之	JTTA スプリングカンファレンス 2011	2010
4	訪問診療における遠隔診療の効果に関する前向き研究	郡隆之	JTTA スプリングカンファレンス 2011	2010
5	欧米の遠隔医療の現状：実地調査から	辻正次	JTTA スプリングカンファレンス 2011	2010

## II. 資 料

# 資料-1

医政発第 0331020 号

平成 15 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

## 「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の 一部改正について

情報通信機器を応用し診療の支援に用いるいわゆる遠隔診療（以下単に「遠隔診療」という。）については、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生省健康政策局長通知。以下「9年通知」という。）により、その基本的考え方及び留意事項を示しているところであるが、情報通信機器に関する技術の進歩に伴い、一定の遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められることから、今般、別紙のとおり9年通知の一部を改正することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、医療機関と医師又は歯科医師相互間で行われる遠隔診療については、医師又は歯科医師が患者と対面して診療を行うものであり、医師法（昭和23年法律第201号）第20条及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第20条との関係の問題は生じないことは、従来のとおりであるので、念のため申し添える。

## ○ 情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成9年12月24日健政発第1075号）

新	日
<p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>1 基本的考え方 診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである。</p> <p>医師法第20条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他の手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。</p> <p>なお、遠隔診療の適正な実施を期するためには、当面、下記「2」に掲げる事項に留意する必要がある。</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。</p> <p>(2) 遠隔診療は、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など、病状が安定している患者に対して行うこと。</p> <p>(3) 遠隔診療は、直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など)は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うこと。</p> <p>ア 直接の対面診療を行いうことが困難である場合(例えば、離島、へき地の患者の場合など)は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合</p>	

イ アに準ずる場合であって、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、別表に掲げる遠隔診療など遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められるものについて、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で、行うことき

- (4) 遠隔診療は、患者側の要請に基づき、患者側の利点をも勘案して行うものであり、直接の対面診療と適切に組み合わせて実施するよう努めること。
- (5) 遠隔診療の開始に当たっては、患者及びその家族等に対して、十分な説明を行い、理解を得た上で行うこと。特に、情報通信機器の使用方法、特性等については丁寧な説明を行うこと。
- (6) 患者のテレビ画像を伝送する場合等においては、患者側のプライバシー保護には慎重な配慮を行うこと。特に、患者の映像の撮影、情報の保管方法については、患者側の意向を十分に斟酌すること。
- (7) 情報通信機器が故障した場合における対処方法について、あらかじめ患者側及び近隣の医師又は歯科医師と綿密に打ち合わせ、取り決めを交わしておくこと。
- (8) 診療録の記載等に関する医師法第24条及び歯科医師法第23条の規定の適用についても、直接の対面診療の場合と同様であること。
- (9) 遠隔診療においても、直接の対面診療と同様、診療の実施の責任は当然に診療を実施した医師又は歯科医師が負うものであること。
- (10) 遠隔診療を行うに当たり、医師又は歯科医師が患者又はその家族等に対して相応の指示や注意を行つているにもかかわらず、これらの者がその指示や注意に従わないとされた場合には、その責任はこれらの者が負うべきものであることについて、事前に十分な説明を行うこと。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

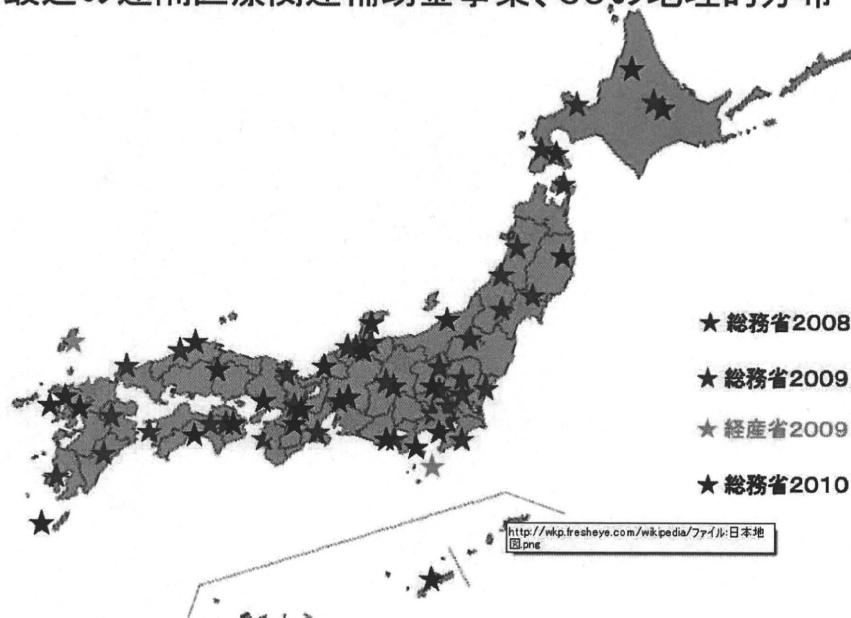
(9) (略)

別表

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	在宅酸素療法を行っている患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	在宅難病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	在宅糖尿病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	在宅喘息患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	在宅高血圧患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	在宅アトピー性皮膚炎患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	在宅療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

## 資料 2

### 最近の遠隔医療関連補助金事業、69の地理的分布



### 69事業の内訳(重複あり)

提供者 と患者 の関係	サービス			
	健康管理	在宅医療	救急	カンファランス や診療支援
Dr ⇒ Dr・Nr			★★★★★ ★★★★★	★★★★★ ★★★★★ ★★★★★ ★★★★★ ★★★★★ ★
Dr・Nr ⇒ Pt	★★★★★ ★★★★★ ★★★★★ ★★★★★	★★★★★ ★★★★★ ★★★★★ ★★★★★		

資料-3

遠隔診療に関する  
アンケート  
のお願い  
(有識者の皆様へ)

〆切 8月16日(月)

群馬大学医学部附属病院医療情報部

## アンケートにご協力いただき、 誠にありがとうございます。

アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございます。

本状は、質問状と回答用紙を兼ねております。

回答内容は本状に直接ご記入ください。

可能な範囲で全ての質問事項にご回答をお願いいたしましたく、

ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご回答は医療機関等の公式見解ではなく、

あなた自身のお考えを率直にご記入ください。

### ■アンケートのご回答について

同封の「返信用封筒」に、ご記入いただきましたアンケート調査票を封入の上、ご返送ください。

### ■アンケートのご回答期限

平成22年8月16日(月)までに、までにご投函ください。

### ■アンケートにより頂戴する情報に関するお取り扱いについて

アンケートにより頂戴いたしました一切の情報は、群馬大学が厳重に管理を行い、利用目的の範囲内において適切に利用いたします。また、利用目的を超えた利用は行いません。

### ■アンケート調査票の返送先及び本件に関するお問い合わせ

群馬大学医学部附属病院医療情報部

「厚生労働科学研究事業（H22-医療-指定-043）遠隔医療調査事務局」

(担当：酒巻哲夫)

住所：〒371-8511 群馬県前橋市昭和町三丁目39番15号 Tel: 027-220-7111

お忙しい中大変恐縮でございますが、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

### ★「遠隔診療」「遠隔医療」の用語について

現在これらの確定した定義は存在しませんが、便宜上、本調査では「遠隔診療」は医師がテレビ電話を通じて患者の診察（問診、視診等）を行い、指示や処方を行うなど、医療に該当する形態（いわゆるD-P）とし、「遠隔医療」は医療者同士や健康管理を含む幅広い形態を含むものとしています。ご理解の程よろしくお願ひいたします。

まず、あなたご自身の  
ことについてお尋ねします。

※回答方法：該当する番号に○印をしてください。

**問1 性別・年齢をご記入ください。(それぞれ1つを選択)**

- |      |            |
|------|------------|
| 1. 男 | 1. 19歳以下   |
| 2. 女 | 2. 20歳～29歳 |
|      | 3. 30歳～39歳 |
|      | 4. 40歳～49歳 |
|      | 5. 50歳～59歳 |
|      | 6. 60歳～69歳 |
|      | 7. 70歳～79歳 |
|      | 8. 80歳以上   |

**問2 主たる勤務地はどちらですか。(1つを選択)**

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| (北海道)    | 1. 北海道                             |
| (東北)     | 2. 青森 3. 岩手 4. 宮城 5. 秋田 6. 山形      |
|          | 7. 福島                              |
| (関東)     | 8. 茨城 9. 栃木 10. 群馬 11. 埼玉 12. 千葉   |
|          | 13. 東京 14. 神奈川                     |
| (甲信越・東海) | 15. 新潟 16. 富山 17. 石川 18. 福井 19. 山梨 |
|          | 20. 長野 21. 岐阜 22. 静岡 23. 愛知 24. 三重 |
| (近畿)     | 25. 滋賀 26. 京都 27. 大阪 28. 兵庫        |
|          | 29. 奈良 30. 和歌山                     |
| (中国・四国)  | 31. 鳥取 32. 島根 33. 岡山 34. 広島 35. 山口 |
|          | 36. 徳島 37. 香川 38. 愛媛 39. 高知        |
| (九州)     | 40. 福岡 41. 佐賀 42. 長崎 43. 熊本 44. 大分 |
|          | 45. 宮崎 46. 鹿児島 47. 沖縄              |

**問3** 主たる勤務地はどのような環境ですか？（1つを選択）

1. 過疎・中山間地・離島地域
2. 都市部
3. どちらともいえない

**問4** 主な所属学会を教えてください。（複数選択可）

1. 日本遠隔医療学会
2. 日本医療情報学会
3. ( )
4. ( )
5. ( )

**問5** 主たる職種を教えてください。（1つを選択）

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1. 医師 →問6へ        | 2. 歯科医 →問6へ        |
| 3. 保健師・助産師・看護師    | 4. 薬剤師             |
| 5. 診療放射線技師・臨床検査技師 | 6. 理学療法士・作業療法士     |
| 7. 管理栄養士・栄養士      | 8. 健康運動指導士         |
| 9. 臨床心理士          | 10. 社会福祉士・介護福祉士    |
| 11. 介護支援専門員       | 12. 大学教員・研究者・エンジニア |
| 13. その他→ ( )      |                    |

⇒問7へ

**問6** (問5で「1. 医師」、「2. 歯科医」と回答した方に伺います)

**(1) 医療機関の種類を教えてください。（1つを選択）**

1. 診療所
2. 病院
3. その他 → ( )

(2) 下記の病棟・病院の指定を受けていますか？（複数選択可）

1. 特定機能病院
2. 地域医療支援病院
3. 在宅療養支援診療所
4. 在宅療養支援病院
5. 該当なし

(3) あなたの主たる診療科を教えてください。（複数選択可）

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| 1. 内科               | 2. 外科         |
| 3. 小児科              | 4. 産科・婦人科     |
| 5. 精神科              | 6. リハビリテーション科 |
| 7. 眼科・耳鼻咽喉科         | 8. 皮膚科・泌尿器科   |
| 9. 放射線科・病理診断科・臨床検査科 | 10. 救急科       |
| 11. その他 → ( )       |               |

問7. (全ての方にお伺いします)

あなたは訪問診療、訪問看護、介護など、在宅医療を実施していますか？（1つを選択）

1. 現在、実施している
2. 以前、実施したことがある
3. 実施したことがない
4. その他→ ( )

あなたのご経験についてお尋ねします。

**問8 次の遠隔医療の実施経験はありますか？（選択肢に○印）**

項目	内容	選択肢		
		1. 現在実施している	2. 過去に実施していた	3. 実施したことがない
(1) 遠隔診療・遠隔医療相談 (D-P) (D-N-P)	医師がテレビ電話を通じて患者の診察（問診、視診等）を行い、指示や処方を行うなど、医療に該当する形態。訪問看護師等が患者の介助として付き添う形態を含む。			
(2) 遠隔健康管理 ・保健指導 (N-P)	医師がテレビ電話を通じて患者の診察（問診、視診等）を行い、指示や処方を行うなど、医療に該当する形態。訪問看護師等が患者の介助として付き添う形態を含む。			
(3) 遠隔画像診断 (D-D)	医師がテレビ電話を通じて患者の診察（問診、視診等）を行い、指示や処方を行うなど、医療に該当する形態。訪問看護師等が患者の介助として付き添う形態を含む。			
(4) 遠隔画像診断 (D-D)	患者から採取した組織や細胞等の標本の画像や映像データを、通信回線を通じて他の病理専門医がいる機関に伝送し、病理医による病理診断や診療への助言を受ける、または助言を行うこと。			
(5) 遠隔コンサルテーション・遠隔教育など (D-D)	診療への助言を遠隔地の専門医から実施したり、担当者会議や研修教育を実施すること。ここでは遠隔画像診断、遠隔病理診断以外の助言とする。			

※二重線枠内 (1) 遠隔診療・遠隔医療相談で

「1. 現在実施している」「2. 過去に実施していた」に○印がある場合は、問9へ ←  
 「3. 実施したことがない」に ○印がある場合は、問10へ

**問9 (問8 (1) 遠隔診療・遠隔医療相談で**

「1. 現在実施している」「2. 過去に実施していた」を選択した方に伺います。)

**(1) 開始したのは、いつ頃ですか？(1つを選択)**

1. 平成 20 年 (2008) 年 4 月以降
2. 平成 15 年 (2003) 年 4 月以降
3. 平成 10 年 (1998) 年 1 月以降
4. 平成 9 年 (1997) 年 12 月以前

**(2) どのようなお立場で実施されましたか？(複数選択可)**

1. 患者への診察をする立場で
2. 診察をする医師の支援の立場で
3. 遠隔診療・遠隔医療相談の企画・運営の立場で
4. その他→( )

**(3) 実施した対象患者数と実施件数は概ねどのくらいですか？(数値を記入)**

対象患者数 ( ) 人程度

のべ実施件数(これまでの合算) ( ) 件程度

**(4) 実施した対象はどのような患者でしたか？(複数選択可)**

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1. 在宅酸素療法を行っている患者 | 2. 在宅難病患者       |
| 3. 在宅糖尿病患者        | 4. 在宅喘息患者       |
| 5. 在宅高血圧患者        | 6. 在宅アトピー性皮膚炎患者 |
| 7. 褥瘡のある在宅療養患者    | 8. 脳血管障害後遺症患者   |
| 9. がん患者→がんの種類( )  |                 |
| 10. 心不全・不整脈患者     | 11. 精神疾患患者      |
| 12. 腎不全患者         | 13. ハイリスク妊婦     |
| 14. 看とり期の患者       | 15. その他→( )     |

(5) 初期費用・運営費用は主にどのような財源を用いましたか？

(それぞれ当てはまるもの全てを選択)

初期費用	運用費用
1. 国や自治体の補助金	1. 国や自治体の補助金
2. 医療機関の自主財源	2. 医療機関の自主財源
3. 患者の負担	3. 患者の負担
4. 企業による援助	4. 企業による援助
5. その他 → ( )	5. その他 → ( )

(6) 遠隔診療・遠隔医療相談を実施して良かったことはどのようなことでしたか？

(複数選択可)

1. 患者の通院時間や交通費が節約された
2. 患者の体力的な負担が軽減された
3. 医師や他医療従事者の移動時間や交通費が節約された
4. 診療回数・密度が向上した
5. 遠方の患者への対応が可能になった
6. 患者とのコミュニケーションがよく取れた
7. 患者の満足度が向上した
8. 患者の状態の維持や改善に役立った
9. その他→ ( )
10. 特になし

(7) 遠隔診療・遠隔医療相談を実施して良かったことはどのようなことでしたか?  
(複数選択可)

1. セキュリティに不安があった
2. 患者のプライバシー保護に不安があった
3. 機器の操作が面倒、難しかった、使いにくかった
4. 機器の故障や回線の容量不足により中断・中止したことがあった
5. 遠隔診療を実施する医師が不足していた
6. 診療時間外の対応をせざるを得なくなった
7. 診療日時のスケジュール調整が難しかった
8. 効果に関するエビデンスに乏しかった
9. 正確な診断ができるか不安があった
10. 法的に実施可能な範囲が不明だった
11. 設備費用・維持費が高かった
12. その他 → ( )
13. 特になし

## あなたのニーズについてお尋ねします。

**問10** 次の「家で受ける遠隔診療」のストーリーをご覧のうえ、下記の問い合わせにお答えください。  
(看護師の介添え付)



あなたは上記のストーリーのような遠隔診療を実施してみたいと思いますか？

(1つを選択)

1. ぜひ実施したい
2. どちらかといえば実施したい
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば実施したくない
5. 全く実施したくない

### ※遠隔診療について

- ・遠隔診療は主に再診や定期的な訪問診療時の実施とし、初診時は直接の対面診療が原則となっています。
- ・遠隔診療の報酬については検討が必要です。

## あなたのニーズについてお尋ねします。

**問11** 次の「家で受ける遠隔診療」のストーリーをご覧のうえ、下記の問い合わせにお答えください。  
(血圧・心電図モニター付)



### (概要)

- 遠隔診療端末は患者宅に設置されていて、血圧計や心電計から常時データが収集されている。
- これらのデータには閾値が設定されていて、血圧が著しく高いなどの場合には医師側にアラートが届く。
- 遠隔診療端末のTV電話機能を用いて、患者宅と医師が連絡をとり、面接などを通じて患者の状態を確認する。
- 緊急時に訪問看護師を派遣したり、救急車を要請したりする。

注) 上記のストーリーはあくまでも一例であり、遠隔診療の内容を規定するものではありません。

あなたは上記のストーリーのような遠隔診療を実施してみたいと思いますか？（1つを選択）

1. ゼひ実施したい
2. どちらかといえば実施したい
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば実施したくない
5. 全く実施したくない

### ※遠隔診療について

- ・遠隔診療は主に再診や定期的な訪問診療時の実施とし、初診時は直接の対面診療が原則となっています。
- ・遠隔診療の報酬については検討が必要です。

**問 12** 問 10、11 のストーリーのような遠隔診療（テレビ電話を通した診察や電話）で、良いと思われることはどのようなことですか？（複数選択可）

1. 患者の通院時間や交通費が節約される
2. 患者の体力的な負担が軽減される
3. 医師や他医療従事者の移動時間や交通費が節約される
4. 診療回数・密度が向上する
5. 遠方の患者への対応が可能になる
6. 患者とのコミュニケーションがよく取れる
7. 患者の満足度が向上する
8. 患者の状態の維持や改善に役立つ
9. その他 → ( )
10. 特になし

**問 13** 問 10、11 のストーリーのような遠隔診療（テレビ電話を通した受診や相談）で、心配と思われるものはどんなことですか？当てはまる番号全てを選択して○で囲んでください。

1. セキュリティに不安がある
2. 患者のプライバシー保護に不安がある
3. 機器の操作が面倒、難しい、使いにくい
4. 機器の故障や回線の容量不足により中断・中止する恐れがある
5. 遠隔診療を実施する医師が不足
6. 診療時間外の対応をせざるを得なくなる
7. 診療日時のスケジュール調整が難しい
8. 効果に関するエビデンスに乏しい
9. 正確な診断ができるか不安がある
10. 法的に実施可能な範囲が不明である
11. 設備費用・維持費が高い
12. その他 → ( )
13. 特になし

**問 14 上記以外に今後遠隔診療はどのような領域で有用であると考えますか？**

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

**問 15 その他、遠隔診療についてご意見などございましたら、ご自由にご記入ください。**

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

アンケートは以上で終了です。  
ご協力ありがとうございました。